

# 大規模災害時における相互応援に関する協定書

特定非営利活動法人

岐阜県グループホーム協議会

## 大規模災害時における相互応援に関する協定書

岐阜県下に、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合及び緊急事態が発生した場合の相互応援について、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会に所属するグループホーム事業者（以下単に会員事業者といい、前者以外のグループホーム事業者を非会員事業者という）の友好信頼関係を基に、別に定める地域割（別紙1）内に所在する事業者相互の応援による応援措置などを円滑に遂行するため、必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 この協定は、会員事業者をもって原則適用するものとする。

ただし、災害という特殊事情下での事業者間の相互応援であることから、会員事業者が非会員事業者に応援要請した場合又は非会員事業者から会員事業者に応援要請がなされた場合は、本協定の趣旨を遵守することを条件として適用するものとする。

### (連絡の窓口)

第3条 会員事業者は予め災害時における相互応援に関する担当者（災害応援連絡員という）を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を支部長及び応援依頼先の担当者に連絡するものとする。

### (応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫など応急的に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供と被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### (応援の要請)

第5条 応援を受けようとする会員事業者は、次の事項を明らかにし応援を要請するものとする。

- ( 1 ) 被害の状況
- ( 2 ) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げるもののうち必要な品名、仕様、数量等
- ( 3 ) 前条第 4 号に掲げるもののうち必要な職種別人員
- ( 4 ) 応援を必要とする期間
- ( 5 ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

( 応援の経費負担 )

第 6 条 応援に要する経費の負担は、日常必要な応急的物資の調達に要する経費は原則として応援を受ける会員事業者の負担とする。ただし、職員等の派遣に要する経費は応援をする会員事業所が負担する。

- 2 復旧に要する経費は軽微なものは受け入れた施設を提供した会員事業者が負担し、大規模な改修など高額なものは応援を要請した会員事業者が負担する。
- 3 その他負担の協議は、災害の規模や避難利用者数などを総合的に勘案して支部長に報告し、協定施設と協議して定めるものとする。

( 一次避難場所としての公共施設の利用 )

第 7 条 緊急的に一次避難する場所として又は二次的避難場所〔グループホーム又は提携先福祉施設〕の依頼先事業所の受け入れ態勢が整う期間までは、地域の公共施設を利用すること。会員事業者は所在する市町村が指定する避難場所等の情報をあらかじめ確認しておくものとする。

( 平常時における相互協力 )

第 8 条 平常時においては災害発生を想定して、相互の施設環境、職員体制の情報交換につとめ、会員事業所においては利用者台帳（別紙 2）を作成する等の整備をするものとする。この場合利用者に関する情報提供が含まれる時は、予め文書で利用者及びその家族の同意を得ておくものとする。

( 情報提供資料の例示 )

- ( 1 ) 災害支援連絡員の氏名と連絡方法
- ( 2 ) 受け入れ可能な利用者人員数
- ( 3 ) 避難誘導に必要な専門的知識を必要な場合は、その内容
- ( 4 ) その他相互間で協議して定める情報

( 協 議 )

第 9 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は事業者相互間で、その都度協議するものとする。

(附 則)

第 10 条 本協定は、会員事業者の理事会の議決をもって成立する。

- ( 1 ) 本協定の改廃は、理事会に委ねる。
- ( 2 ) 第 2 条の適用をした非会員事業者は、本協定書でいう会員事業者と読み替えて適用する。
- ( 3 ) 第 3 条により通報を受けた支部長は、応援救援相互間の連絡調整をするとともに代表理事(会長)に通報すること。
- ( 4 ) 支部長の施設が災害にあった場合は副支部長がその任務を代行する。

(適用期日)

第 11 条 この協定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

## 別紙 1 (地域割表)

岐阜地域	岐阜市
岐阜第二地域	羽島市、各務原市、山県市、羽島郡、
西濃本巣地域	大垣市、瑞穂市、本巣市、海津郡、養老郡、不破郡、 安八郡、揖斐郡、本巣郡
中濃地域	美濃加茂市、可児市、関市、美濃市、郡上市、加茂 郡、可児郡、武儀郡、
東濃地域	多治見市、瑞浪市、土岐市、土岐郡、中津川市、恵 那市、恵那郡、
飛騨地域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡、吉城郡

### 地域割適用の例外

所在する事業所が隣接する地域と近接し生活圏である場合等は、本地域割表に拠らず隣接地域の事業者と相互協定ができるものとする。

## 別紙 2

利用者台帳	
グループホーム名称	
所在地	
電話・FAX 災害支援連絡員氏名	
利用者に関する情報	
氏名	
生年月日・性別	
住所・電話番号	
緊急時連絡先	
主治医・氏名・電話	
持病・主な既往歴	
服薬	なし・あり( )
禁忌薬剤	なし・あり( )
必要舗装具	車椅子・杖・補聴器( )
介護上の注意点	
身体の状況等	
特記事項〔認知症の状態等〕	
<p>平成 年 月 日</p> <p>災害時の救援活動に役立つ個人情報として、貴災害支援連絡員及び災害支援関係者に上記を提供することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">続柄( )主介護人</p> <p style="text-align: center;">グループホーム・ 御中</p>	